

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、福祉就労強化事業業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た情報を、委託契約期間中又は委託契約期間終了後にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

3 この契約書に定める請求、通知及び解除は、書面により行うものとする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 令和6年度福祉就労強化事業

(2) 業務の内容 別添「令和6年度福祉就労強化事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。（受託者は、契約保証金 円とし、この納付を免除する。）

2 委託者は、第8条の規定により確認検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。（受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。）

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

〈契約保証金を免除する場合〉

第5条 受託者は、契約保証金 円とし、この納付を免除する。

2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（計画）

第6条 受託者は、委託業務について事業計画書（様式第1号）を別に定める日までに、委託者に提出しなければならない。

（調査等）

第7条 委託者は、この委託業務の処理状況について、随時調査して必要な報告を求めると及び委託業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

（業務報告及び検査）

第8条 受託者は、一月の業務が終了する毎に、「業務報告書」（様式第2号）を翌月の〇日

(令和7年3月分にあつては3月31日)までに委託者に提出するものとし、委託者は令和7年3月分の業務報告書の提出があつたときは、確認検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 受託者は、委託者が前条の令和7年3月分の業務報告書受領後実施する確認検査に合格したときは、委託者に対して委託料請求書(様式第3号)により委託料を請求するものとする。

2 委託者は、前項に基づき、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

(前金払)

第10条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料を令和6年〇月・〇〇〇〇〇〇円、令和6年〇月・〇〇〇〇〇〇円の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に対して委託料前金払請求書(様式第4号)により請求することができるものとする。

2 委託者は、前項に基づき、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

(危険負担)

第11条 第8条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 受託者は、成果品下引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第13条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第14条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降のすべての受任者を含む）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。
（免責事項）

第17条 天災その他不可抗力の事由により、受託者の契約履行が不能又は困難となった場合、委託者が被る損害について受託者はその責任を負わないものとする。

（債務不履行の損害賠償）

第18条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第8条に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第9条第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第14条から第14条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受託者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第19条 受託者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第20条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第21条 受託者は、この事業の実施に関して知り得た秘密について他人に漏らしてはならないものとする。

2 受託者は、委託業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、「個人情報取扱注意事項」(別紙1)を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(契約費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴訟が生じたときは、長野地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため契約書2通を作成し、委託者と受託者両者が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年〇月〇日

委託者 長野市大字南長野字幅下 692-2

職・氏名 長野県知事 阿部 守一 印

受託者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者職・氏名 ○○○○○ ○○ ○○ 印